

平成17年(ワ)第87号,同18年(ワ)第16号

平成19年8月10日

原告 山田 稔他22名

被告 (独)農業・食品産業技術総合研究機構

鑑定に供試するイネに関する原告らの意見

原告ら訴訟代理人

弁護士 安 藤 雅 樹

同 神 山 美 智 子

同 柏 木 利 博

同 光 前 幸 一

同 富 山 喜 久 雄

同 近 藤 卓 史

同 竹 澤 克 己

同 馬 場 秀 幸

同 柳 原 敏 夫

新潟地方裁判所高田支部 御中

- 1 被告において平成18年度実験で使用した種子は10粒しか保持しておらず,100粒の提供は不可能ということであれば,次善の策として,「平成17年度の野外実験で使用した種子」100粒で鑑定するのが適切と考えます。

2 その理由は、公開された被告の実験結果(甲73.2006年度「育種学研究」8(別1)230頁及び翌2007年度「育種学研究」9(別1)121頁)によれば、室内実験で得られた遺伝子組換えイネの複合病害抵抗性は野外実験において低下していることが明らかにされており、低下の理由としては、ディフェンシン産生量の低下の可能性が考えられます。他方、鑑定囑託先である佐藤教授は本年7月11日付け書面(以下、佐藤書面と言います)で、ディフェンシン溶出の『最大限の可能性を検定するという観点』に立たれておりますから、これを尊重するのであれば、被告が提案している18年度種子の次世代種子よりも、ディフェンシン産生量が多いと思われる17年度実験種子を使用する方が、次善の策としてより適切と考えるからです。

3 なお、この場合、原告は次の理由から17年度種子100粒を使用する鑑定が、より適切と考えます。

佐藤書面によれば、本来、本鑑定は、同一年度の種子100粒で実施すべきものとして構想されており、次善の策として、「平成18年度の実験で使用した種子」以外のものを使用するのであれば、その同一年度の種子100粒が必要となるからです。

なお、平成18年度実験で使用した種子10粒は供試イネにおけるディフェンシンの含量の測定に「平成18年度の実験で使用した種子」を使用し、「平成17年度の野外実験で使用した種子」と対比する意味があるので、これを提供してもらう意義があると考えますが、この点は、最終的に佐藤先生のご意向にしたがいいます。

以上